

序

加藤修教授は昭和一九年（一九四四年）のお生まれである。生年上は「戦前」の最後の世代となるが、先生は戦争については何も記憶していないはずである。そのひとつ前の世代の経験した戦災、学童疎開、価値観の大転換、極端な食糧難なども先生の記憶にないはずである。むしろ先生は、まだ貧しいながらも急速に右肩上がりに経済成長し、自由と民主を謳歌する雰囲気の中かで、将来の発展を夢見る若い時代の日本を記憶している。まさに戦後世代と呼ぶにふさわしい。加藤先生のご退職は、戦後の新しい世代がついに定年退職を迎える時代となったことを示している。

加藤修教授は、昭和三八年（一九六三年）四月に慶應義塾大学法学部法律学科に入学した。先生によれば、民法の講義では、私的自治や契約自由の原則の話が出ると、素直に市民社会では当然のこととして理解したという。しかし、講義が、意思自由という「ドグマ」、「教義」の本体に及んでくると、最高学府の真理探究の真剣さとその意欲に深く感嘆したという。こうしたことが、若き加藤修が学問を志すきっかけとなったとご自身は回想している。

先生は、学部三年生の時、石川明教授の民事訴訟法ゼミナール（研究会）に入会し、権利実現・保全手続の壮麗な体系に魅せられ、勉学に勤めた。同教授からは、手続法を極めるためには、実体法を極める必要あることを伝授された。そして、卒業と同時に石川教授の推薦により大学院に進学した。大学院では、伊東乾教授が主宰さ

れていた民事訴訟法研究会への参加を許され、同教授より、悪しき実証主義の弊害を根本より教示された。

大学院修士課程では、主として民事訴訟法に興味を集中していたが、大学院博士課程になると、商法にも興味を持ち、石川明教授の推薦を受け、高島正夫教授の指導のもとで、本格的に商法研究に進んだ。高島教授からは、仏国流のエスプリの伝授を受けたという。大著『議決権代理行使の研究』（慶應義塾大学法学研究会叢書、一九八二年）は、高島教授の指導のもとで完成させた博士論文であり、現在でもこの分野の必読書となっている。この間、昭和四八年（一九七三年）から二年間西ドイツ（当時）のザールラント大学に留学してドイツ法にも開眼し、昭和五六年（一九八一年）には法学部教授に昇任している。

大学院博士課程の時代には、「商法（企業法）特殊研究」担当の津田利治教授からも法解釈方法論に関して指導を受けた。津田教授の指導は、大学の教室での指導のほかに、鎌倉のご自宅での方法論に関する独書輪読会もあり、充実したものであったという。こうした学生生活を経て、先生は法の解釈は、「立法者の意思」の探究に尽きるとの結論に到達した。これは、津田利治教授の方法論を受け継ぐものであり、三田慶應法学の特色のひとつである。加藤先生はこの法学方法論について、津田利治教授の追悼論集に「商法における立法者の意思」と題して論述している（『法学研究』第七三巻第二号、二〇〇〇年二月）。加藤先生の論文・判例評釈は、この方法論に基づき執筆されている。

「学派の継承」を忘れない加藤先生は、教育者としても慕われた。多くの研究者と司法関係者を輩出し、外国人留学生に対しても熱い情熱を傾けた。今でも多くの卒業生が先生を慕って集まってくる。また、先生は日本私法学会、比較法学会、信託法学会の理事を務められるなど、学界においても確固とした地位を築かれた。学内行政においても、学部学習指導主任をはじめ、法学部選出の慶應義塾評議員としても尽力された。

加藤教授の最終講義は「商法における有価証券法理利用の制度的限界とその未来」と題するものであった。電

子化の進む手形の一定の意義を認めつつも、歴史の中で培われた信用保証としての紙という有形の手形に込められた意味に関して熱弁をふるわれた。先生はご自身の生活のなかでもメールを含め電子化を極力避けておられる。先生からいただく書類はすべて手書きであった。加藤先生の学問と人生の根本の哲学に触れた瞬間であった。

いかなるテーマに関しても、絶えず明快に即断し、理由を理路整然と説明される。しかも、その後にブレがないのは信念かご性格か。いずれにせよ、笑顔のなかにも厳しさを忘れない加藤先生のご尊顔は、今後とも慶應義塾の教職員と学生たちの脳裏に刻印されるにちがいない。

平成二十一年一二月

法学部長 国分良成